

「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 第二次報告(案)」 についての意見募集の結果

意見募集期間:令和4年12月23日(金)から令和5年1月26日(木)まで

提出された御意見の件数:6件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

| No. | 意見提出者 |
|-----|------------|
| 1 | 株式会社NTTドコモ |
| 2 | KDDI 株式会社 |
| 3 | 阪神電気鉄道株式会社 |
| 4 | 楽天モバイル株式会社 |
| — | 個人(2件) |

「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 第二次報告(案)」 に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方

※寄せられた御意見を要約した上で掲載しています。

| 意見 No. | 意見対象箇所 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 修正 の 有無 |
|------------------------|--------|--|--|---------------|
| 報告書(案)全般についての意見 | | | | |
| 1 | 全般 | <p>「仮想化技術等の進展を踏まえた技術基準の対象範囲に関する検討」につきまして、コア機能の提供に他者設備を利用した場合に一部適用除外となっていた技術基準の適用範囲の見直しに関するものであり、利用者への影響が大きいと判断できる設備に対しては同等の技術基準を適用することは適切であると考えます。したがって、報告書(案)の</p> <p>1.技術基準の適用範囲の見直し/2.他者設備に対する管理方法の具体化 を行うことについて賛同します。</p> <p>また、今後も通信ネットワークの最新技術の進展を踏まえた技術基準の見直しは適宜必要であると考えられるため、本検討会のような通信事業者・ベンダ・クラウド事業者等が集まり情報共有や意見交換を行い技術基準に関する議論を行う場があることが望ましいと考えます。弊社も今後の通信ネットワークの進展に対応した適切な制度に関する検討に協力させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> | <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後も、技術の変化等に即し、技術基準や制度について必要に応じて議論を行っていくことが重要であると考えます。</p> | 無 |

| | | | | |
|---|----|---|--|---|
| 2 | 全般 | <p>国民生活や社会経済活動の重要なインフラとなっている様々な通信サービスを確実かつ安定的に提供できる情報通信ネットワークの構築を確保していくことを目的に取り纏められた本報告書の内容に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p> | <p>賛同の御意見として承ります。</p> | 無 |
| 3 | 全般 | <p>「トラヒック」と「トラフィック」が同じページ(36 ページ)なのに使われている。</p> <p>事業者の報告書内での書き方の問題であっても、それを総務省で一覧としてまとめる時にはどちらかだけを使ってほしい。総務省では基本的に「トラヒック」を使っているが、しかし「トラフィック」を使っている場合もあるわけで、同じ意味なのか違う意味なのかの認識を示してほしい。</p> <p>13 ページ「シンガポール」は「星嘉坡」である。「シンガポール」でもいいが、それならなぜ「イギリス」は「英国」になっているのか。</p> <p>31 ページの「EU の規格」と 13 ページの「欧州の規格」の「EU」と「欧州」は同じ意味か。</p> <p>39 ページの「プロバイダー」と 13 ページの「プロバイダ」の違いは何か。</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p> | <p>[参考4]過去に発生した重大な事故の一覧は、事業者からの報告を基に作成したものであることから、表記が統一されておりませんでした。本報告内では「トラヒック」に統一します。</p> <p>御指摘の点については今後の報告書作成の際の参考とさせていただきます。なお、「トラヒック」と「トラフィック」は表記が異なるのみで意味の違いはありません。</p> <p>国名に関しては、外務省が公表している表記に基づいております。</p> <p>13 ページの<図1-12>電気通信設備に係る諸外国の制度の英国の欄にある「欧州の規格」には、EU と異なる団体である、欧州標準化委員会、欧州電気標準化委員会、欧州電気通信標準化機構で採択されたものを含みます。</p> <p>「プロバイダー」「プロバイダ」の表記は出典元及び団体が採用している表記に基づいており、意味の違いはありません。</p> | 有 |
| 4 | 全般 | <p>一般的な意見となるのであるが、仮想化は可用性を増大させるとともに、色々な虚偽を通信情報の中に混ぜる事が可能になるものであったりもするものである。(仮想化は、その中で様々なホストを詐称出来たりするものである。)</p> | <p>いただいた御意見は参考として承ります。</p> <p>なお、現在の制度においては、電気通信設備の機能を仮想化した場合においても、技術基準への適合維持義務を求めております。</p> | 無 |

| | | | | |
|----------|--------|--|---|---|
| | | <p>しかし、通信において虚偽の内容が混入するのは重い問題となるものであるので、仮想化については、虚偽の内容（ホスト等の IP なども含む（いくつかのプロトコルでは通信の履歴に IP やホスト名が乗ってしまうものであるが、当然にそれらに虚偽の内容があると問題である。なお、ホスト名に関して、gTLD などの整備を国際的に行う必要があるかもしれない旨意見しておく。））を含まないような形で行い、公正性を損ねないようにするようルール作りを行うようにするのが良いと考える。（場合により、各種の条約や、通信に対する監査・検閲、個人情報保護の枠組みなどが関係してくるので、かなり重要性がある事のはずであるが、しかし事業者は仮想化環境において好き勝手にやろうと思えば相当に好き勝手にやる事ができてしまうので、その振る舞いについては拘束・規制を行う必要があると考える。）</p> <p>国は、仮想化が行われるからといって、そこでその仮想化環境内で虚偽となるような情報が存在しないようになるようなルール作りを検討するようにされたい。</p> <p>電気通信の業務で用いられる仮想化について、そこに虚偽や公正の観点からの不適切さが無いようである事を求めたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人②】</p> | | |
| 各章に対する意見 | | | | |
| 5 | IV 第1章 | <p>IP ネットワーク設備委員会 第二次報告(案)のうち、仮想化技術等の進展を踏まえた電気通信設備に係る技術的条件に関し、取りまとめられた内容について、当社として賛同します。</p> | <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>制度の運用に関しては、電気通信設備の技術基準への適合維持義務を求めていくに当たり、電気通信事業者に過度な負担を課すことのないような制度設計を進めていくことが適当と考えます。</p> | 無 |

当社グループは、地域 BWA 事業者として地元自治体とも協力して地域 BWA を活用した『まちづくり』を展開していますが、直接活動する京阪神エリアに加え、当社が 4G-BWA コア機能をクラウド提供する全国の地域 BWA 事業者の総数は 60 社、170 自治体エリアに達しており、それぞれの地域でまちづくりの取り組みが進んでいます。

現状の 4G-BWA コア設備は、自ら構築・管理する機器の範囲で NFV 等の仮想化技術を用いた設備構成として技術基準適合を確認していますが、今後、5G-BWA 設備への移行（NR 化）やローカル 5G の導入等が見込まれる中で、5G コア設備を中心に多様な形で仮想化技術を活用することが想定されます。

そのような仮想化技術の導入において、コア機能の一部等を外部のクラウド事業者から提供を受ける際の方向性（適用範囲、管理方法の具体化）が示されたことは、技術を提供するベンダ、サービスを提供する事業者、そしてサービスを受ける利用者の全てにとって、事業展開の迅速化やサービスの高度化・多様化、さらには低廉化にも寄与するものと考えます。

その上で、「他者設備に対する管理方法の具体化」については、今後の総務省によるガイドライン等での整備において、利用者に安定的なサービスを提供することは基本事項として、サービスを提供する電気通信事業者のネットワーク設備構築や運用等で過剰な規制とならないよう、柔軟な対応に期待します。

【阪神電気鉄道株式会社】

| | | | | |
|---|--|--|---|---|
| 6 | IV 第1章 1.4 仮想化技術等の進展を踏まえた電気通信設備に係る技術的条件 | <p>電気通信事業者がクラウド事業者等の提供する仮想化技術等を円滑に活用できるようにするとする方向性に賛同いたします。なお、その活用にあたっては、当該クラウド事業者等にオペレーション負荷その他のコスト面で過度な負担を強いることのない制度設計が必要であると考えます。</p> <p>また、同一企業グループに属し、かつ資本関係のあるクラウド事業者等の設備を電気通信設備として活用する場合には、自らの設備と同様の管理・運用を前提として、当該設備を自社設備として整理することができるような制度設計が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p> | <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>制度の運用に関しては、電気通信設備の技術基準への適合維持義務を求めていくに当たり、電気通信事業者に過度な負担を課すことのないような制度設計を進めていくことが適当と考えます。</p> | 無 |
| 7 | IV 第2章 2.4 今後の検討課題 | <p>報告制度の対象となる事態を具体的に規定するに当たっては、本報告において取りまとめた基本的な考え方に基づき、客観的・外見的に対象を確定できる形で整理する必要があるため、引き続き協議をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p> | <p>報告対象となる事態については、今後の制度化の際に、総務省において、パブリックコメント等を通じて幅広い関係者からの御意見を十分に踏まえた上で、検討を行っていくことが適当と考えます。</p> | 無 |